

ルームアシスト 24 付帯保険（動産総合保険家財一式補償特約、賠償責任特約）の概要

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
家財の損害保険金	① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 台風、竜巻・暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災、雪災（融雪洪水、除雪作業による事故を除きます。） ※吹込みによる損害は、住宅の外側の部分（外壁、屋根、開口部等）が風災・雹（ひょう）災・雪災によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込んだために生じた損害に限ります。	● 実際の損害額（再調達価額ベース） 保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額とします。）を限度 再調達価額・・・同等の物を新たに購入するのに必要な金額 ※保険の対象が貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品の場合、市場流通価額基準によります。 ・損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ・1個または1組の損害額が市場流通価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。 【通貨・小切手・切手・電子マネー・印紙・乗車券等】 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円限度 ※盗難の場合のみ、お支払い対象となります。 【預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード】 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度 ※盗難の場合のみ、お支払い対象となります。
	⑤ 住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等 ⑥ 給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水漏れ ⑦ 騒擾（じょう）等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑧ 盗難（盗難による損傷、汚損を含みます。） ※保険の対象が屋外にある間に生じた盗難は除きます。 ※預貯金証書、キャッシュカード、デビットカードの場合は、実際に口座より現金が引き出された場合、小切手の場合は支払金融機関による支払がなされた場合のみお支払い対象となります。 通貨・預貯金証書等については、保険の対象には含まれませんが、盗難の場合のみ、お支払い対象となります。	
	⑨ 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等） ※次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上の場合 ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
	⑩ （①～⑨以外の）その他の偶然な事故（破損等）	● 実際の損害額（再調達価額ベース）。ただし、保険金額を限度 ※3万円の自己負担額があります。
	○残存物取付け費用 ① から ⑩ （通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。）、 ⑨ 、 ⑩ の事故で損害保険金が支払われる場合	● 事故によって生じた残存物取付け費用の実費。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度
費用保険金	○失火見舞費用 借用住宅から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に損害が生じ、それにより見舞金等の費用が生じた場合	● 被災世帯数に20万円を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額の20%に相当する額を限度
	○給排水管修理費用 給排水管の凍結、給排水設備の目詰まりで損害が生じ、これを自己の費用で修理した場合	● 給排水管の修理費用の実費。ただし、1回の事故につき、1世帯ごとに10万円を限度
	○ドアロック交換費用 自室や共用部のドアの鍵が日本国内で盗難された場合	● ドアロック交換費用の実費。ただし、1回の盗難につき、3万円を限度
	○修理費用 偶然な事故で借用住宅が損害を受け、その損害を賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合	● 借用住宅の修理費用の実費。ただし、1回の事故につき100万円を限度
	○損害防止費用 損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合 ○加害事故法律相談費用 次のいずれかの加害事故について、弁護士に法律相談した場合 ・借用住宅の使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合 ・借用住宅の共用部等（共用ドア、エレベーター等）を誤って壊してしまった場合	● 消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理・再取得費用または消火活動による緊急人件費や機材にかかる費用の実費 ● 法律相談費用の実費。ただし、1回の相談につき1万円、1回の事故につき5万円を限度（引受保険会社の同意を得たものに限ります。）
賠償損害保険金	○賃貸物件賠償責任 次のいずれかの事由によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ・借用住宅の使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合 ・借用住宅の共用部等（共用ドア、エレベーター等）を誤って壊してしまった場合	● 損害賠償金：被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費等の合計額 ● 損害防止費用：被保険者が損害の発生または拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用 ● 権利保全費用：被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きをとるために要した費用 ● 緊急措置費用：被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用 ※上記の●は、これらの合計額について保険金額が支払限度額となります。 ◎協力費用：被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ◎争訟費用：損害賠償の解決について被保険者が引受保険会社からの書面による承諾を得て支出した訴訟・仲裁・調停等に要した費用 ※上記の◎は、これらの合計額を保険金額とは別枠でお支払いします。
	○借家人賠償責任 借用住宅が被保険者の責に帰すべき偶然な事故により損害を受け、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 等	

※被保険者の故意、戦争、内乱、暴動、地震・噴火・津波等によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

ルームアシスト24 付帯保険には、以下の補償がセットされています

補償項目	保険金額・支払限度額
家財の損害（上記①～⑨）	100 万円
家財の損害（上記⑩）	30 万円
賠償責任 賃貸物件賠償責任・借家人賠償責任	2,000 万円

※この保険を不要とお申し出いただいた場合でも、月額保証料は変わりません。

補償の重複について

被保険者またはそのご家族の方がご契約された他の保険契約等で、修理費用、ドアロック交換費用もしくは給排水管修理費用または賃貸物件賠償責任、借家人賠償責任もしくは加害事故法律相談費用の各補償と同種の補償をお付けになっている場合、支払保険金の限度額は、各保険契約等で補償する保険金額・支払限度額を合算した金額となります。

補償の内容に関する
お問い合わせ先

SBI 損保安心ホットライン

TEL : 0800-1704-405

受付時間：24 時間 365 日
“日本賃貸保証の契約”とお伝えください。

《取扱代理店》

日本 M & I システムズ株式会社

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘 26-1 セルリアンタワー 15 階
TEL：050-1809-4205
受付時間：平日 10:00～17:00（土日祝日 指定休業日を除く）

受付時間：平日 10:00 ～ 17:00（土日祝日、指定休業日を除く）

〈保険契約者〉

日本貸貸保証株式会社

〒292-0067 千葉県木更津中央3丁目4-23

〈引受保険会社〉

SBI 損害保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木 1-6-1



※保険募集用パンフレットではありません。

安心生活パートナー

ルームアシスト 24

出張費及び60分までの作業費が無料！

入居者様(ご契約者様)の日常生活において起こり得る「カギを無くした」、「トイレが詰まった」、「ガラスが割れてしまった」等の様々なトラブルをサポートする24時間体制のトータルサポートサービスです。



サポート一覧

カギのサポート

・カギをなくしてしまい家に入れない！
・玄関のカギの調子が悪く開かなくなってしまった！

※1 玄関及び勝手口のカギの解錠・応急作業を行います。
※2 何らかの理由で解錠ができず、会員様が当日ホテル等に宿泊された場合、上限6,000円までの補助を行います。 注) サービスをご利用される場合、領収書の提出が必要となります。
※3 「カギの取り付け」、「カギの製作」、「シリンダー交換」、「破錠・解錠」等、カギの解錠・応急作業以外の業務は本サービスの対象外となります。
※4 共用部(エントランスのオートロック等)の解錠・応急作業はサービス対象外となります。
※5 カギの解錠を行う場合、顔等真付きの身分証(運転免許証等)の提示により本人確認及び居住確認が必要となります。

水まわりのサポート

・トイレが詰まって水が溢れてしまった！
・便器に水が流れっぱなしになっている！
・蛇口から水漏れしている！
・排水口が詰まってしまった！
・嫌な臭いがする！

※ 各箇所の止水処理やつまり解消等の応急作業を行います。

ガラスのサポート

・遊んでいた子供が誤ってガラスを割ってしまった！
・帰宅したらガラスが割られていた！
・窓ガラスにヒビが入っており危険・・・

※1 破損したガラスの撤去やひび割れたガラスへの養生作業等の応急措置を行います。
※2 ガラスの交換作業はサービス対象外となります。

電気設備のサポート

・突然電気が切れてつかなくなりました！
・インターホンが聞こえない！

※1 居室内にあるブレーカーや電化製品の点検及び応急作業を行います。
※2 メーカー・電力会社の対応となる場合はサービス対象外となります。
※3 会員様所有の電化製品についてはサービス対象外となります。

エアコンのサポート

・ルーバーが動かなくなりました！
・エアコンから水が漏れてくる！

※1 各部の点検・応急作業を行います。
※2 水漏れについては、詰まり除去等の応急作業を行います。
※3 メーカーの対応となる場合はサービス対象外となります。

建具のサポート

・リビングのドアが閉まらない！
・カーテンレールがグラつく！

※ 各部の調整・応急措置を行います。

ガスのサポート

・ガスコンロから火が出ない！
・給湯器からお湯が出なくなりました！

※1 ガス漏れ等により緊急と考えられる場合は、会員様の安全を第一に考え、弊社の出勤よりもガス会社への連絡補助を優先いたします。
※2 メーカー対応となる場合はサービス対象外となります。

管球交換のサポート

・高所に電球があるので届かない！
・転倒すると危ないので管球交換をお願いしたい・・・

※1 年間2回まで無料のサービスとなります。
※2 照明器具等の取付け・取外しはサービス対象外となります。
※3 新しい管球の費用は会員様のご負担となります。

家族の留守中のサポート

・帰宅しているはずの子供と連絡がとれない！

※1 防犯技師を有する「提携緊急対応業者」が外観確認や入室確認などの確認作業を行い、結果をご報告いたします。(確認依頼の内容によってはお受けできない場合がございます。)
※2 対象物件内への入室や救命処置等、関係法令に抵触する恐れのある業務は行いません。

パソコンのサポート

・パソコンが立ち上がらない・・・
・ウイルスに感染したかも・・・

※ 会員様が所有するパソコン本体及び周辺機器(プリンター・ルーター等)の不具合の原因を特定します。また、簡易クリーニング(PC外観・LCD/パネル・キーボード・マウス)を実施いたします。不具合の原因の解消にウイルスソフト等が必要な場合は別途お見積りを提示の上有償対応となります。

医療機関紹介のサポート

・子供が熱を出してしまった！
・引越してきたばかりで、近くの病院がわからない・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

健康相談のサポート

・メタボリックが心配・・・
・他人にはちょっと相談しづらい・・・

※1 提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧にお答えいたします。
※2 ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

その他の有料オプションサービス

- ☐ 洗濯機・冷蔵庫の設置・移動サービス
- ☐ エアコンクリーニングサービス
- ☐ テレビの設置・設定サービス
- ☐ 換気扇クリーニングサービス
- ☐ 不用品引き取りサービス
- ☐ ハウスクリーニングサービス

※地域によっては対応できない場合があります。

- 修理や部品の交換等を会員様の料金負担で希望される場合は、家主様や不動産管理会社様の了解をご確認いただいたうえで、本サービスとは別に会員様と現場業者の二者間での業務依頼として対応させていただきます。
- 会員様のご依頼内容やサービス事業者の対応状況により、即日対応できない若しくは現地到着までの時間を要する場合もございますので予めご了承ください。
- 会員様の依頼により出勤したにもかかわらず、ご依頼内容に虚偽があった場合、出勤後に正当な理由がなくキャンセルがなされた場合、またトラブル発生日理由が会員様の故意によるものであった場合等は、会員様に出勤費用実費(8:00～19:59は8,800円(税込)、20:00～翌7:59は12,100円(税込))を負担するものとします。

コールセンター 外国語対応サービス

お部屋のトラブル時、三者通話による外国語(12か国語)での対応を承っております。



ルームアシスト24会員規約はQRコードよりご確認ください。



本サービスを継続してご利用いただいた方に、
2年毎にQUOカードPay
10,000円分をプレゼント!!

※24ヶ月間のサービス利用料をお支払いいただいた方が対象です。
※プレゼントの申請方法については、対象者の方のみに通知します。
※本キャンペーンはプレゼントの内容を含め、予告なく変更・中止・終了することがございますので、予めご了承ください。

トラブルの際はこちらまで

0120-778-663



商品に関するお問い合わせ先

ホームマイスター24

HP: <https://homemeister24.com/>



ルームアシスト 24 付帯保険のご案内

ルームアシスト 24 付帯保険は、日本賃貸保証株式会社を保険契約者、入居者さまが被保険者（補償を受けられる方）となり、引受保険会社と締結する家財保険の総括契約を利用した制度です。

この制度では、火災、落雷、爆発、盗難などにより生じた入居者さまの家財の損害のほか、大家さんへの賠償責任やご自宅の使用・管理に起因する第三者への賠償責任による損害等が補償されます。

なお、この制度では地震による損害は補償されません。補償内容等の詳細は裏面をご確認ください。

家財の補償

下記の事故によって借用住宅内の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

① 火災

② 落雷

③ 破裂・爆発

④ 風災・雹災・雪災

⑤ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突

⑥ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ

⑦ 騒擾、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為

⑧ 盗難
※通貨・預貯金証券等については、盗難の場合のみ対象となります。詳細は裏面をご覧ください。

⑨ 水災

⑩ ①～⑨以外の偶然な事故(破損等)
※自己負担額 3 万円

✓ ルームアシスト 24 付帯保険のこだわりポイント

その1 家財は再調達価額基準で実損払い

ルームアシスト 24 付帯保険は、「再調達価額」基準で実損払い（保険金額を限度として実際の損害額をお支払いすること）ですので、万ーの場合にも保険金を同等の家財の再購入費用に充てることもできます。なお、貴金属、宝石、美術品等は市場流通価額を基準に損害額を算定します。ただし、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えときは、その損害額を30万円とみなして保険金をお支払いします。

その2 同居人の家財も補償

ご本人だけでなく、同居されている方の家財も補償の対象となります。

費用の補償

◆ドアロック交換費用

自室や共用部のドアの鍵が盗難された場合（日本国内に限りま）す。）でドアロック交換したときにドアロック交換費用をお支払いします。

◆給排水管修理費用

給排水管の凍結による損壊または給排水設備の目詰まりで損害が生じ、これを自己の費用で修理したときに給排水管修理費用をお支払いします。

◆修理費用

偶然な事故で借用住宅が損害を受け、その損害を賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合の修理費用をお支払いします。ただし、すり傷等の単なる外観上の損傷で住宅の機能に直接影響のない損害等はお支払いの対象としません（賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません）。

◆残存物取片づけ費用

家財の補償①～⑩(通貨・預貯金証券等の盗難を除きます)の事故によって残存物の片づけや清掃に要した費用をお支払いします。

◆加害事故法律相談費用

次のいずれかの加害事故における法律上の損害賠償責任について、弁護士に相談をした場合に生じた法律相談費用をお支払いします。
①借用住宅の使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合
②借用住宅の共用部等（共用玄関ドア、エレベーター等）を誤って壊してしまった場合

※その他の費用の補償につきましては、裏面をご覧ください。

充実した補償でさらに安心

賃貸物件賠償責任

【お支払い事故例】
洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。



【お支払い事故例】
誤って共用エントランスのガラスに物をぶつけ、ガラスを割ってしまった。



借家人賠償責任

【お支払い事故例】
火災を起こし、大家さんへ賠償しなければならなくなった。

